

「みんなで！とくしま応援割」申請等に係るQ & A

令和3年6月4日

令和3年6月14日修正

令和3年7月30日修正

令和3年8月5日修正

令和3年8月23日修正

<お願い>

「みんなで！とくしま応援割」に関するお問い合わせについては、県観光情報サイト「阿波ナビ」をご覧ください。

様式、記載例、注意事項等を掲載しております。

○県観光情報サイト「阿波ナビ」

<https://www.awanavi.jp/topics/minna-ouen2.html>

<<「みんなで！とくしま応援割」概要に関するQ & A>>

1. 「みんなで！とくしま応援割」とは何ですか。

答 徳島県内在住の方に限り、各提供施設（県内の登録宿泊施設に宿泊する場合、又は登録旅行会社）にて、宿泊商品・旅行商品（宿泊を伴う旅行商品・日帰り旅行商品）を購入する場合、**1人最大7千円/人泊・旅行（宿泊助成・旅行商品助成+周遊クーポン）の助成**を行うものです。

<助成内容>

「宿泊助成」… 税込代金の1/2 上限5千円/人泊

（宿泊施設に直接予約の場合は、施設内の飲食、土産物購入を含む。）

「旅行商品助成」…

- ・ 宿泊を伴う旅行 … 税込代金の1/2 上限5千円/人泊
- ・ 日帰り旅行 … 税込代金の1/2 上限5千円/旅行

「周遊クーポン」… ・ 上限2千円/人泊・旅行（旅行者負担額の範囲内で提供）

・ 観光施設、土産物店、飲食店等の「利用対象施設」で利用可能

・ 紙クーポン（500円券）で提供

※利用対象施設は下記URLからご確認ください。

<https://www.awanavi.jp/topics/shuyu-taishou.html>

2. 「みんなで！とくしま応援割」の利用期間はいつからいつまでですか。

答 令和3年6月12日（土）～12月31日（金）（令和4年1月1日（土）チェックアウト）までになされた宿泊又は旅行商品が対象です。
また、上記期間中になされた予約・販売が対象です。

3. 「みんなで！とくしま応援割」の利用期間前に予約しても対象になりますか。

答 令和3年6月8日（火）以降に予約された、令和3年6月12日（土）から令和3年12月31日（金）までになされた宿泊又は旅行商品が対象です。

4. 「みんなで！とくしま応援割」の利用回数や日数に制限はありますか。

答 7月31日分までの宿泊は、利用回数の制限は2回までです。
8月1日以降宿泊分は回数制限はございません。
連泊の場合は、申請一回あたり連泊日数は「3連泊」までです。

5. 「みんなで！とくしま応援割」は誰でも利用できますか。

答 徳島県在住の方限定でご利用できます。

6. 宿泊施設・旅行会社の予約方法を教えてください。

答 ① 各宿泊施設へ電話・施設HPにより直接予約申込、若しくは予約サイト（オンライン・トラベル・エージェント）を通じて予約申込する場合【直接予約】と
② 協会が登録した県内の旅行会社を通じて予約申込する場合【旅行会社予約】があります。

【直接予約】の場合は支払い方法は必ず「現地精算」を選択してください。
（事前決済は対象外）

【旅行会社予約】の場合は事前決済となります。

7. 「みんなで！とくしま応援割」は当日予約でも利用できますか。

答 各提供施設の「とくしま周遊クーポン」がなくなり次第、「みんなで！とくしま応援割」は各提供施設毎に終了しますので、各提供施設にご確認ください。

8. 「みんなで！とくしま応援割」の利用方法を教えてください。

答 「みんなで！とくしま応援割」のご利用は、登録宿泊施設に直接予約をされる場合と、県内の登録旅行会社で申し込まれる場合で利用方法が違います。

<宿泊施設で予約する場合>

「予約→宿泊（支払い）→後日、助成金申請」となっており、助成金を受け取るためには、利用者自身の申請が必要となります。

申請方法の概要は次のとおりです。

【予約時】

- ・ 登録施設を確認（阿波ナビ）し、各施設へ電話・施設HPにより直接予約申込、若しくは予約サイト（オンライン・トラベル・エージェント）を通じて予約してください。
予約の際、「みんなで！とくしま応援割」を利用の旨を必ず伝えてください。
利用の旨お伝えいただけないと、助成できない場合があります。

【チェックイン時】

- ・ 徳島県に住んでいることがわかる資料（免許証等）を提示してください。
利用者負担額に応じ、「とくしま周遊クーポン」が提供されます。

【チェックアウト時】

- ・ 宿泊料をお支払いの上、施設から領収書と宿泊証明書を受け取ってください。
お支払いは、現地精算です。
※予約サイト等における事前決済は対象外となります。

【助成金の申請時】

- ・ 宿泊日から20日以内に、事務局に助成金の申請手続きを行ってください。
申請内容確認後、事務局から助成金が支払われます。
20日を越えると、お支払いをできない場合があります。

<旅行会社での予約>

登録旅行会社窓口で「みんなで！とくしま応援割」での宿泊予約、又は旅行商品を購入する旨をお伝えください。旅行代金は助成金分を減額した額でお支払いいただけます。

利用者自身の助成金申請は必要ありません。

9. 「みんなで！とくしま応援割」の対象となる宿泊施設はどこですか。

答 登録宿泊施設は、県観光情報サイト「阿波ナビ」でご確認いただけます。

- ・ 7月31日までの宿泊 <https://www.awanavi.jp/topics/minna-ouen.html>
- ・ 8月1日以降の宿泊 <https://www.awanavi.jp/topics/minna-ouen2.html>

10. 「みんなで！とくしま応援割」を申し込める旅行会社はどこですか。

答 登録旅行会社は、県観光情報サイト「阿波ナビ」でご確認いただけます。

- ・ 7月31日までの宿泊 <https://www.awanavi.jp/topics/minna-ouen.html>
- ・ 8月1日以降の宿泊 <https://www.awanavi.jp/topics/minna-ouen2.html>

11. 宿泊施設のデユースは「みんなで！とくしま応援割」の対象となりますか。

答 このキャンペーンでいう「宿泊」とは、旅先・外出先で夜を過ごすことを指しており、「デユース」やチェックインしたあと「宿泊」をせずに夜間（おおむね午前5時以前）にチェックアウトする場合は対象とはなりません。

12. 宿泊費に対して助成金はいくらもらえますか。

答 宿泊費や旅行商品の額が「税込10,000円以上」の場合は、税込の宿泊費、旅行商品の額の1/2として上限の5千円が助成されます。

宿泊費や旅行商品の額が「税込10,000円未満」の場合は、税込の宿泊費、旅行商品の額の1/2が助成されます。

なお、助成額に100円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てます。この場合の助成額は1人ごと、1泊ごとに計算します。

（例：1人1泊税込9,700円の宿泊施設に2人で3泊宿泊した場合は、4,800円×2人×3泊で28,800円となります。）

<<宿泊施設で予約した場合の宿泊時に関するQ&A>>

13. 宿泊施設への支払い方法を教えてください。

答 支払い方法は現地精算となります。宿泊予約サイトで事前決済した場合、対象外となりますのでご注意ください。

現地での支払い方法（現金払い・キャッシュレス決済等）は、施設により異なるため、施設へお問い合わせください。

14. 宿泊証明書は宿泊施設にもらえばいいですか。

答 宿泊証明書（阿波ナビでダウンロード可）は、事前に必要事項（住所、氏名等）を記載した上で宿泊施設にご持参し、点線以下の部分について宿泊施設の証明を受けてください。なお、料金は税込となっておりますのでご注意ください。

15. 県内在住者であることを確認する書類は何ですか。

答 確認書類は、下記のとおりです。

- ① 運転免許証
- ② 個人番号カード（通知カードは可で、個人番号通知書は不可）
- ③ パスポート
- ④ 在留カード
- ⑤ 健康保険証（住所の記入がある場合のみ）
- ⑥ 住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑦ 学生証（住所の記入がある場合のみ）
- ⑧ 公共料金の支払領収書（住所の記入がある場合のみで、3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑨ その他公的機関から発行された証明書等（住所の記入がある場合のみ）

16. 県内在住であることを確認する書類は宿泊者全員分必要ですか。

答 原則宿泊者全員分必要です。ただし、保護者同伴の18歳以下の方は不要です。

<<助成金申請に関するQ & A>>

17. 助成金申請をするのは誰ですか。

答 直接予約した場合は、施設利用者の代表者が申請してください。なお、振込口座は必ず申請者の口座としてください。個別で申請していただくことも可能です。
なお、県内の登録旅行会社で予約した場合は、申請不要です。

18. 助成金申請時に必要な書類は何ですか。

答 助成金申請時必要書類は、下記のとおりです。

- ① 【様式1】申請書兼請求書
- ② 【様式2】誓約書
- ③ 【様式3】宿泊証明書
- ④ 領収証（原本）

※なお、宿泊証明書は、チェックアウト時に発行されたものに限りです。

- ⑤ （必要な場合）宿泊施設でお土産を購入したことのわかる書類（レシート、領収書等）

19. 助成金申請期間はいつまでですか。

答 助成金申請期間は、宿泊した日から20日以内（※当日消印有効）です。

20. 複数人で宿泊したが、宿泊日数が異なる場合の申請方法を教えてください。

答 宿泊日数が異なる場合は、個別に申請手続きを行ってください。

21. 「みんなで！とくしま応援割」の予算の残状況を確認することはできますか。

答 「みんなで！とくしま応援割」は、各施設の「とくしま周遊クーポン」がなくなり次第終了しますので、各施設にて予約時にご確認ください。

22. 「みんなで！とくしま応援割」の対象となるのは、宿泊料だけですか。

答 宿泊した場合には、宿泊料に加え、施設内の飲食代（フロントで精算可能なものに限る。）及び、当該施設内で購入したお土産代も対象となります。

ただし、幼児の施設利用料や他のサービス料等については対象となりません。

23. Q U Oカード付き宿泊プランも「みんなで！とくしま応援割」の対象となりますか。

答 Q U Oカードなど換金性の高い金券類が宿泊プランの内容に含まれる場合は、宿泊プラン料金から、金券類の券面額を引いた額が対象となります。

24. 「クーポン（割引）」や「ポイント」を使用して支払う場合は、「みんなで！とくしま応援割」の対象となりますか。

答 「クーポン（割引）」や「ポイント」で割り引いた後の金額が助成対象です。

ただし、宿泊・旅行商品の料金が899円以下の場合は、とくしま周遊クーポンは提供できませんので、助成対象外です。

宿泊商品の助成金額は、宿泊施設が発行する、宿泊料金を明示した領収書をもとに算定します。

「クーポン（割引）」は通常、領収書の額には含みませんが、「ポイント」が領収書の額に含まれるか否かは、各宿泊施設へお問い合わせください。

25. 宿泊料金のいない幼児はどうなりますか。

答 宿泊料金のいない幼児等につきましては、助成対象とならないため、助成人数は幼児等を除いた人数となります。（飲食代、土産品購入費も対象となりません。）

このため、宿泊証明書には幼児等の氏名を記入する必要はありません。

26. 会社の名前の領収書でもいいですか。

答 この助成金は個人に対する助成金ですので、会社の名前の領収書では受け付けることはできません。必ず申請者の名前での領収書を受け取ってください。

27. 振込口座は申請者以外の名義でもいいですか。

答 振込口座については、原則として（例外は次の項参照）申請者と同名義の口座としてください。

28. 未成年の子供がひとりで宿泊する場合、保護者の振込口座でもいいですか。

答 未成年の子供がひとりで宿泊し、子供名義の銀行口座がない場合は、保護者の方からの書面での申出があれば、保護者の振込口座でも可能です。

29. 助成金の申請はどこにすればいいですか。

答 「みんなで！とくしま応援割」事務局へ「郵送」してください。（持参不可）
住所：〒770-0831 徳島市寺島本町西1-33 第二中筋ビル3階
電話：088-623-7708

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、事務局への申請書の持参は受け付けません。

30. 異なる施設に宿泊した場合の申請手続きはどうなりますか。

（例）1日目：Aホテル宿泊 → 2日目：Bホテル宿泊

答 連続して別々の2施設に宿泊した場合、【様式1】申請書兼請求書、【様式2】誓約書、【様式3】宿泊証明書は、各施設ごとに提出してください。

31. 市町村の同様の割引制度と併用できますか。

答 市町村で同様の割引制度がある場合につきましては、各市町村で制度内容が様々であることから、併用できる場合と併用できない場合がありますので、個別にお問い合わせください。

32. 助成金申請手続き後、どれくらいの期間で助成金が振り込まれますか。

答 おおよそ30日以内を予定しています。（申請内容に不備等があれば手続きが遅れる場合があります。）

<<旅行会社での予約に関するQ & A>>

33. 旅行会社で「みんなで！とくしま応援割」宿泊商品・旅行商品を購入する際に手続きは必要ですか。

答 手続きは必要ありません。

登録旅行会社（阿波ナビ参照）において登録宿泊施設（阿波ナビ参照）を予約する場合や旅行商品を購入する場合に、「みんなで！とくしま応援割」で購入すると申し出ていただければ、旅行会社の配分枠の範囲内で、最大5,000円の助成金が事前に割り引かれた価格で購入することができます。

予約の際には徳島県在住であることを確認させていただきます。

34. 「みんなで！とくしま応援割」の対象となるのは、宿泊料だけですか。

答 宿泊料に加え、往復の交通費や観光施設の入館料などが含まれた旅行商品については、すべての経費（税金を含む）が対象となりますが、旅行商品に含まれない現地でお支払いになる飲食代やおみやげ代などは、対象に含まれません。

35. 宿泊・旅行料金のいない幼児はどうなりますか。

答 宿泊・旅行料金のいない幼児等につきましては、助成対象となりません。

36. 宿泊時に宿泊証明書をもろう必要はありますか。

答 予約時に助成金が割り引かれていますので、宿泊時に宿泊証明書をもろう必要はありません。

<<一時停止に関するQ & A>>

37. 10月や11月等、今後の宿泊予約についてキャンセルする必要がありますか。

答 現段階では、とくしま応援割の再開時期は未定となっており、今後、再開する場合は、県観光情報サイト「阿波ナビ」等により、速やかにお知らせします。
キャンセル料の発生時期、額等については、各宿泊施設へお問い合わせください。